

ぶんが 情報発信中

・ハーティセンター秦荘 ☎0749-37-4110 休館日 月曜(祝日に当たる場合は)
 ・歴史文化博物館 ☎0749-37-4500 開館時間 10:00~17:00
 休館日 月・火・祝日の翌日
 ・近江上布伝統産業会館 ☎0749-42-3246 開館時間 10:00~17:00
 休館日 月・祝日
 ・愛知川びんてまりの館 ☎0749-42-4114 開館時間 10:00~18:00
 休館日 月・火・毎月最終水曜・祝日

企画展 『みんなの幸せ∞(むげんだい) ~愛知中学校卒業展~』

今年で8回目となる愛知中学校卒業展。「みんなの幸せ」をテーマに、愛知中学校3年生全員の絵画と1年生から3年生までの生徒が制作した様々な作品を一堂に展示します。

会期 : 令和5年2月8日(水)~3月5日(日)
場所 : びんてまりの館企画展示ギャラリー、視聴覚室
時間 : 10時~18時(最終日は13時まで)
休館日 : 月、火曜日、
 2/11(土・祝)、2/22(水)、2/23(木・祝)
主催 : 愛知中学校、愛知川びんてまりの館、愛知川図書館



▲第7回(2021年度)の会場風景

☎ びんてまりの館 ☎0749-42-4114

子どもなんでも相談室



◆子どもの気になる症状「すねる」

「うちの子、よくすねて…」と言われるお母さんがおられます。

「すねる」というのは、ひねくれている、偏屈である、ねじけて我意を張る、不平がましく人に従わない、というのが辞書的な意味ですが、なぜそんな態度をとるのか、行動の裏側にある心理的な意味までは考えられていません。すねている子どもへの対処を考えるには、すねてしまう子どもの気持ちを理解することが必要です。すねている子どもは、なぜ自分がすねているのか、相手に知ってもらいたがっています。うんとすんとも言わない子どもを前にすると、「言いたいことがあるなら言いなさい」と伝えたくりますが、子どもは言葉で言えない、もしくは言いたくないから黙っているのです。

子どもが無理を言い出すのは、たいいてい親が忙しいときです。すねる、という行動を通して、子どもは何らかのサインを親に出しています。子どもの気持ちをどこかに置いてきていないか、立ち止まって振り返ってみるのも1つの対処法です。

思春期の場合は、子どもは親から心理的に大きく離れていきますが、親にうるさく干渉されるのは嫌だけれど、

いつも見守っていてほしいという思いを持つようになります。意外かもしれませんが、子どもたちは親に話を聞いてもらいたいと思っています。ところが、親は「勉強なさい」等と言いがちです。それを聞いた子どもがふてくされているうちは、まだ関係が繋がっていますが、子どもが親に期待したり求めたりしなくなれば、子どもはすねることもやめてしまうでしょう。

すねってしまった子どもに対処するためには、その「すねる」意味を理解することが必要です。言葉でうまく言えないから、もしくは言いたくないから黙っているのです。親には、言わなくても自分の気持ちを分かってもらいたいと思っています。子どもにしてみれば、「言わなければ分かってくれないの?」と、腹が立ったり悲しくなったりしているかもしれません。

まずは、大人のほうが立ち止まって見て、落ち着いて子どもの話を聞いてみてください。

参考:『子どものこころ百科』東山紘久 創元社
 ☎ 健康推進課(愛知川庁舎)
 子育て世代包括支援センター
 ☎ 0749-42-7661



みんなで作る 介護保険

~介護保険の保険料・利用料などは所得控除の対象になります~

介護保険料

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付いただいた介護保険料は、令和4年分確定申告で社会保険料控除の対象になります。

◇65歳以上で特別徴収(年金からの天引き)の人

本人に限り控除を受けることができます。日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」などで納付額を確認してください。

◇65歳以上で普通徴収(納付書払・口座振替)の人

本人または生計を一にしている人で、実際に保険料を支払った人が控除を受けることができます。2月上旬に税務課から送付される「申告相談のご案内(ハガキ)」などで納付額を確認してください。

なお、書類の紛失等により納付済額の確認が取れない場合は、愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)で「介護保険料納付証明書」を交付しています。窓口に来られた方の本人確認のため、運転免許証や保険証等を必ずお持ちください。

注) 本人と同一世帯ではない方が「介護保険料納付証明書」の交付申請を行う場合、委任状が必要となります。

障がい者控除

要介護認定を受けている高齢者(満65歳以上)が、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、認知度および寝たきり度などが一定の要件を満たしている場合は、申請により障がい者控除を受けることができます。申請場所は愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)です。該当された場合、確定申告で使用する「障がい者控除対象者認定書」を交付いたします。

医療費控除(おむつ代)

おおむね6か月以上寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要であると認められた方は、おむつ代が医療費控除の対象となります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、町が発行する「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」で代用することができます。申請場所は愛荘町役場福祉課(愛知川庁舎)です。
 ※主治医意見書でおむつの使用が確認できない場合は、「要介護認定にかかる主治医意見書の確認書」は交付できません。

※介護用品購入費助成事業により、助成を受けている場合は助成額を除いた金額が対象となります。

医療費控除(介護サービス利用料)

介護保険サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる場合、サービス事業者が発行する領収書には「医療費控除対象額」が記載されますので、ご確認ください。

なお、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費等による払い戻しを受けた場合、これを差し引いた額が控除の対象になります。

医療費控除を受ける方へ

確定申告では、「医療費控除の明細書」が必要です。「医療費控除の明細書」は領収書等から申告者自身で作成してください。

☎ 福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691
 税務課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7690

